

◎新潟県訓令第17号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第4の改正は、平成28年10月1日から実施する。

平成28年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4 （第6条関係）		別表第4 （第6条関係）	
(略)		(略)	
農林水産部		農林水産部	
農業総務課		農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(4) (略) (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） <u>第18条</u> の規定により、特定事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。 (6)～(17) (略)	(略)	(1)～(4) (略) (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） <u>第17条</u> の規定により、特定事業者に対し必要な措置をとるべきことを命ずること。 (6)～(17) (略)
(略)		(略)	
(略)		(略)	
土木部		土木部	
(略)		(略)	
建築住宅課		建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 <u>第18条</u> の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)	(略)	(1)～(19) (略) (20) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 <u>第17条</u> の規定により、特定事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (21)～(45) (略)
(略)		(略)	
別表第5 （第14条の2関係）		別表第5 （第14条の2関係）	

(略)

地域振興局の健康福祉環境部長専決事項

- (1) (略)
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第25条第1項（同法第19条において準用する場合を含む。）の規定により、職員に立入検査をさせること。

(3)・(4) (略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の7第5項の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。

(8) 地域再生法第17条の27第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法第17条の7第5項の規定による地域再生土地利用計画に記載する同条第4項第1号に掲げる事項の同意をすること。

(8) 地域再生法第17条の27第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(略)

別表第6（第15条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
健康福祉環境部環境センター長	(1)～(35)の3 (略) (35)の4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（同法第15条及び第19条において準

(略)

地域振興局の健康福祉環境部長専決事項

- (1) (略)
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第18条第1項の規定により、職員に立入検査をさせること。

(3)・(4) (略)

地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の15第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 地域再生法第17条の15第4項の規定による地域農林水産業振興施設整備計画の同意をすること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(略)

別表第6（第15条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
健康福祉環境部環境センター長	(1)～(35)の3 (略) (35)の4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の

用する場合を含む。)の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの届出を受理すること。

(35)の5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項(同法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出を受理すること。

(35)の6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号の規定により、特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する旨の届出を受理すること。

(35)の7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第4項(同法第19条において準用する場合を含む。)の規定による氏名等の変更の届出を受理すること。

(35)の8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第11条(同法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすること。

(35)の9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第16条第2項(同法第19条において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出を受理すること。

(35)の10 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第18条第2項第2号の規定により、特例処分期限

保管及び処分の状況の届出を受理すること。

(35)の5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項の規定による地位の承継の届出を受理すること。

<p><u>目までに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄する旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(35)の11 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第24条（同法第19条において準用する場合を含む。）の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管若しくは処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に関し、必要な報告を求めること。</u></p> <p><u>(35)の12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第10条第2項又は第11条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(35)の13 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第21条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(35)の14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第26条第2項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けの届出を受理すること。</u></p> <p><u>(35)の15 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第28条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(35)の16 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第36条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受けの届出を受理すること。</u></p> <p>(36)～(72) (略)</p>	<p><u>(35)の6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第17条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めること。</u></p> <p><u>(35)の7 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(36)～(72) (略)</p>
<p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) (略)</p>